

製造業外国従業員の労働災害の防止のために

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官室

製造業外国従業員に関する労働災害を防止し、製造業外国従業員の安全衛生を確保するため、受入企業は労働安全衛生法令等に基づく措置を適切に講じていただく必要があります。その際、次の点にご留意ください。

1. リスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置については、製造業外国従業員の安全衛生管理を考慮に入れたものとしてください。
2. 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に定める安全衛生の確保に係る事項について適切な措置を講じてください。特に、作業内容や作業環境が日々変化したり、関係請負人が混在する現場では、現場の危険箇所や作業等に関する連絡調整や作業中の指示や合図等のコミュニケーションが十分に行われるよう、適切な措置を講じてください。
3. そのほか、長時間労働者に対する面接指導制度やストレスチェック制度を含め、労働安全衛生法等に基づく措置を適切に講じてください。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めてください。
4. 製造業外国従業員の労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出する際は、労働者死傷病報告の職種欄に職種とともに「（製造業外国従業員受入事業）」と付記いただきますよう、御協力をお願いします。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針（抄）

- 第四 外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が講ずべき必要な措置
- 三 安全衛生の確保
- 1 安全衛生教育の実施
- 事業主は、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等が確実に理解されるよう留意すること。
- 2 労働災害防止のための日本語教育等の実施
- 事業主は、外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させること。
- 3 労働災害防止に関する標識、掲示等
- 事業主は、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。

4 健康診断の実施等

事業主は、労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断を実施すること。その実施に当たっては、健康診断の目的・内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明すること。

また、外国人労働者に対し健康診断の結果に基づく事後措置を実施するときは、健康診断の結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明すること。

5 健康指導及び健康相談の実施

事業主は、産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うこと。

6 労働安全衛生法等関係法令の周知

事業主は、労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより、その内容についてその周知を行うこと。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をすることが求めること。

【裏面もご覧下さい】

労働者死傷病報告について

労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、事業者は所轄の労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

製造業外国従業員の労働者死傷病報告（労働安全衛生規則様式第23号）を所轄労働基準監督署長に提出される際は、窓口でも確認させていただきますが、被災労働者が製造業外国従業員であることを明確にするため、労働者死傷病報告の職種欄に職種とともに「（製造業外国従業員受入事業）」と付記いただきますよう、御協力をよろしくお願ひします。

労働者死傷病報告																				
様式第23号(第97条関係) (表面)																				
労働保護番号(建設工事に従事する労働者が被災した場合、元請人の労働保護番号を記入すること。) 事業場の名前(建設業にあっては工事を承認のこと。)																				
カナ																				
漢字																				
工事名																				
職員記入欄 派遣先の事業場の 労働保護番号	省道原町	原幸	香織	高野書号	災害名	被災した事業場名	派遣先労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の労働保護番号													
事業場の所在地	電話 ()			発生日時(年月日を記入すること。)			派遣先労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称、 建設業の場合は元請事業者の名称			派遣先労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の所在地										
郵便番号				7: 平成 →						性別										
被災労働者の氏名(姓と名の間に1文字空けること。)										生年月日										
カナ										()歳										
漢字										性別										
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 休業見込	「下限かどり」 月	「上限かどり」 月	死亡日時 日	傷病名	傷病部位	被災地の場所														
灾害発生状況及び原因 ①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は異常に ④どのような不安全又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。							略図(発生時の状況を図示すること。)													
報告書作成者 職 氏 名	<table border="1"> <tr> <td>会員登録</td> <td>店舗ニード</td> <td>東洋企画</td> </tr> <tr> <td>本店の主</td> <td>発注者種別 事業場等区分</td> <td>実際上疾病</td> </tr> <tr> <td>職員記入欄</td> <td>(1) 健康 (2) 非健康</td> <td>(1) 1般疾患 (2) 重疾患</td> </tr> </table>											会員登録	店舗ニード	東洋企画	本店の主	発注者種別 事業場等区分	実際上疾病	職員記入欄	(1) 健康 (2) 非健康	(1) 1般疾患 (2) 重疾患
会員登録	店舗ニード	東洋企画																		
本店の主	発注者種別 事業場等区分	実際上疾病																		
職員記入欄	(1) 健康 (2) 非健康	(1) 1般疾患 (2) 重疾患																		

年 月 日

事業者職氏名

勞動基準監督署長殿

受付印